詔書

日本国憲法第七条及び第五十四条並びに公職選挙法第三十一条によって、平成二十四年十二月十六日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する。

御名御璽

平成二十四年十二月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

告示

○中央選挙管理会告示第二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を次の表のとおり選任したので、同令第八十一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月四日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

選挙区名	職名	住所	氏名
北海道	選挙長	三重県津市北丸之内一四三―二	伊藤　忠治
	選挙長の職務代理者	東京都世田谷区深沢六丁目三〇―二〇―三〇五	米田耕一郎
東北	選挙長	三重県津市北丸之内一四三―二	伊藤　忠治
	選挙長の職務代理者	東京都世田谷区深沢六丁目三〇―二〇―三〇五	米田耕一郎
北関東	選挙長	三重県津市北丸之内一四三―二	伊藤　忠治
	選挙長の職務代理者	東京都世田谷区深沢六丁目三〇―二〇―三〇五	米田耕一郎
南関東	選挙長	群馬県佐波郡玉村町大字斉田六〇五―六	伊藤　基**隆**
	選挙長の職務代理者	東京都新宿区百人町三―三二―一―六〇二	林崎　理
東京都	選挙長	群馬県佐波郡玉村町大字斉田六〇五―六	伊藤　基**隆**
	選挙長の職務代理者	東京都新宿区百人町三―三二―一―六〇二	林崎　理
北陸信越	選挙長	神奈川県横浜市港北区日吉二―二二―一一	鈴木　恒夫
	選挙長の職務代理者	東京都新宿区大久保三―三―一―一一	大泉　淳一
東海	選挙長	神奈川県横浜市港北区日吉二―二二―一一	鈴木　恒夫
	選挙長の職務代理者	東京都新宿区大久保三―三―一―一一	大泉　淳一
近畿	選挙長	東京都足立区六月二―五―一七　パープルタウン竹の塚三〇七号	神崎　浩昭
	選挙長の職務代理者	千葉県柏市豊四季四九四―一二三	古川　貴一
中国	選挙長	東京都足立区六月二―五―一七　パープルタウン竹の塚三〇七号	神崎　浩昭
	選挙長の職務代理者	千葉県柏市豊四季四九四―一二三	古川　貴一
四国	選挙長	千葉県千葉市美浜区磯辺七―一五―四	鳥居　一雄
	選挙長の職務代理者	神奈川県横浜市西区西戸部町二丁目一九〇番地西戸部住宅一―五一〇	岡田　輝彦
九州	選挙長	千葉県千葉市美浜区磯辺七―一五―四	鳥居　一雄
	選挙長の職務代理者	神奈川県横浜市西区西戸部町二丁目一九〇番地西戸部住宅一―五一〇	岡田　輝彦

○中央選挙管理会告示第二十八号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定に基づく各衆議院名簿届出政党等の政見放送の日時を定めるくじを、次のとおり行う。

平成二十四年十二月四日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

日時　平成二十四年十二月四日　午後九時

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号

中央合同庁舎第二号館地下二階　総務省講堂

○中央選挙管理会告示第二十九号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第五条の規定に基づき、最高裁判所裁判官国民審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月四日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

一　審査の期日　平成二十四年十二月十六日

一　審査に付される裁判官の氏名

山浦　善樹（やまうら　よしき）

岡部喜代子（おかべ　きよこ）

須藤　正彦（すどう　まさひこ）

横田　尤孝（よこた　ともゆき）

大橋　正春（おおはし　まさはる）

千葉　勝美（ちば　かつみ）

寺田　逸郎（てらだ　いつろう）

白木　勇（しらき　ゆう）

大谷　剛彦（おおたに　たけひこ）

小貫　芳信（おぬき　よしのぶ）

○中央選挙管理会告示第三十号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、平成二十四年十二月十六日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査長及びその職務代理者を次のとおり選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第十六条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月四日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

氏名	住所
伊藤　忠治	三重県津市北丸之内一四三―二
米田耕一郎	東京都世田谷区深沢六丁目三〇―二〇―三〇五

審査長

審査長の職務代理者